

福島市 農政だより

編集・発行
福島市五老内町3番1号
福島市農政部農業企画課
発行責任者
農政部長 清野 良彦

市職員がくだもの農家さんをお手伝い

～「カジュワーク職員制度」が始まりました～

福島市職員が、報酬を得て市内のくだもの生産農家を支援する「カジュワーク職員制度」が始まりました。マッチングには農業バイトアプリ「デイワーク」を使用。職員が土日、祝日など業務に支障のない勤務時間外に、くだもの摘果や収穫などを支援します。

「デイワーク」とは？

1日単位で農業アルバイトの求人や応募ができるアプリです。求職者が自分の働きたい日を選べる手軽さが好評で、学生や主婦、副業目的など、多彩な人材の応募があります。今年度は無料で利用できます。「デイワーク」を活用して、人手不足の解消につなげましょう！（※農家さんの登録には労災保険の加入が必須です）



モモの収穫作業を手伝う市職員2人＝伊桃園のほ場

福島市の農家さん紹介 #03



いとうえん
伊桃園 伊藤由英さん（飯坂町湯野）

デイワークは昨年から利用しています。スマホアプリなので、若い人がアルバイトに来てくれるのも一つの魅力です。市職員の方にも参加してもらうことで、農家の仕事内容や農業への思いを知ってもらい、いい機会になると考えています。



登録はこちらから

iPhone/iPad



Android



〈問合せ先〉 農業企画課 農政企画係 電話(525)3726

今がオトク！収入保険加入で「もしも」に備えを！

～加入初年度の保険料を50%支援！～

福島市は、初めて収入保険に加入した農業者が支払った保険料の50%を助成します（積立金を除く）。

収入保険は幅広く収入減少を補填できますが、加入初年度の費用負担が大きいことから加入を見合わせていた方も多い状況です。

そこで、福島市は、令和5年度から令和7年度までの3年間を「特別加入推進期間」と位置づけ、加入初年度に限り保険料への助成割合を引き上げて、農業者の皆さんの加入を支援いたします。

現在、白色申告している方も、令和5年1月から青色申告に取り組めば、令和7年度に収入保険に加入して助成を受けることができます。ぜひこの機会に、収入保険の加入・青色申告の実施をご検討ください。

（初年度負担例：農業売上1,000万円の農業者の場合）

【初年度負担約30万円】

保険料8万円

積立金22万円

※積立金は保険期間満了後に払い戻されます。

4万円

農業者負担分の初年度保険料8万円の1/2を補助します。（～令和7年度まで限定）

〈問合せ先〉

支援内容について

福島市農業振興課

電話(525)7720

収入保険制度について

福島県農業共済組合 県北支所

福島出張所

収入保険課 電話(544)2722

田んぼの力が地域を守る？～“田んぼダム”の取り組みを開始しました～



田んぼダムは、大雨の際に雨水を一時的に田んぼに溜めて、ゆっくり排水することで、排水路や河川の急激な水位上昇を抑えて、洪水被害を軽減・防止する取り組みのことで、

福島市は、今年から松川町水原の一部区域で農家さんのご協力をいただき、「田んぼダム機能検証事業」として、試験的に田んぼダムの取り組みを開始しました。田んぼダムの有効性が確認できれば、今後水害対策の一つとして取り組みを拡大していきたいと考えています。

福島市ホームページに、田んぼダムの詳細を掲載していますので、ぜひご確認ください。不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



〈問合せ先〉 農林整備課 農業施設係 電話(525)3728

追加募集のお知らせ

～果樹品質向上支援対策事業～

「農政だより」令和4年5月号でお知らせした果樹品質向上支援対策事業の追加募集を行います。事業活用をご希望の方は、ご相談ください。

1 事業概要

モモなどの生産・品質確保を目的として、裂果防止や病害虫防除等に効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設を導入・更新する果樹農家に対し、経費の一部を補助します。

2 対象費用

雨よけハウスや省力化のためのナシ棚等の新設、または既存施設の更新(雨よけハウスのビニール張替は除く)にかかる費用(事業の事前着工は該当になりません)

3 補助率

事業費の1/3以内
(上限100万円)

※選考による採択、予算範囲内の補助となります

4 対象者

販売農家(昨年度補助を受けていない方優先)

5 申請期間

9月14日(水)～10月17日(月)

※追加募集終了時点で予算に到達しない場合、以後は先着順での受付になります。

〈問合せ先〉

農業振興課 生産振興係
電話(525)7720

あなたの農作物が子どもたちの給食に!

～福島市産農畜産物等契約希望者登録制度～

福島市では、子どもたちの笑顔のために、新鮮な野菜やくだものを納入・販売していただける生産者を募集しています!

〈対象者〉

○野菜・くだもの: 福島市内に住所を有し、耕作権をもつ生産者

○畜産物: 福島市内に住所を有し、家畜の飼養に係る衛生状況の定期報告を行っている生産者

〈登録方法〉

下記URLより様式をダウンロードし、必要書類を準備し、農業振興課へ提出。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou-hanbai/keiyaku2023.html>

〈問合せ先〉 農業振興課 販売促進係 電話(529)7663



令和4年産米の放射性物質検査について

福島市内で収穫される令和4年産米の放射性物質検査は、昨年同様に旧市町村単位のモニタリング検査となります。旧市町村単位の検査結果が出るまでは、本年産米の出荷・販売は、無償譲渡も含め控えてください。

検査結果を受け、旧市町村ごとに出荷自粛を解除しますので、出荷・販売・譲渡の際は必ず出荷自粛解除状況を確認してください。なお、昨年度の検査結果は、市内すべての検査箇所において測定下限値未満でした。

〈出荷自粛解除の確認方法〉

県・市のホームページで最新情報が確認できます。市や集荷業者にご直接問合せも確認は可能です。

・県ホームページ

[福島県 令和4年産米 モニタリング](#)

・市ホームページ

[福島市 令和4年産米 モニタリング](#)

モニタリング(抽出)検査の概要

県が旧市町村ごとに3点のモニタリング検査を実施。検査の結果、玄米から基準値を超える放射性物質が検出されなかった場合、旧市町村ごとに出荷・販売・譲渡の自粛を解除。

〈問合せ先〉 農業振興課

生産振興係 電話(525)7720

【米の収穫されるほ場の旧市町村区分】

旧市町村区分	現在の地区	旧市町村区分	現在の地区	
福島市	大字表示のない福島市、渡利、小倉寺、郷野目、烏谷野、太平寺、黒岩、伏拝、森合、泉、御山、南沢又、北沢又、岡部、山口、岡島、本内、丸子、鎌田、瀬上町、清水町、田沢	茂庭村	飯坂町茂庭	
		笹木野、上野寺、八島町		
		庭坂村	李平、町庭坂	
		庭塚村	二子塚、在庭坂	
		水保村	土船、庄野、桜本	
		大森村	永井川、大森	
	吉井田村	方木田、吉倉、八木田、仁井田	鳥川村	成川、下鳥渡、上鳥渡
			平田村	山田、小田、平石
	余目村	宮代、下飯坂、沖高、北矢野目、南矢野目	松川町	松川町
			松川町	松川町関谷、松川町浅川、松川町金沢
笹谷村	笹谷	金谷川村		
	大笹生村	大笹生		
荒井村	荒井	水原村	松川町水原	
	小国村	大波	下川崎村	松川町沼袋、松川町下川崎
立子山村	立子山	飯野町	飯野町	
		飯野町	飯野町	
佐倉村	佐倉下、上名倉、佐原	大久保村	飯野町大久保	
	飯坂町	飯坂町	飯野町青木	
平野村	飯坂町平野	明治村	飯野町明治	
中野村	飯坂町中野			
湯野町	飯坂町湯野			
東湯野村	飯坂町東湯野			

旧市町村: 昭和26年2月1日現在
※旧土湯村(土湯温泉町)の米作付なし

出荷制限・加工自粛の品目にご注意ください

放射性物質の影響により、下記のとおり出荷制限・加工自粛となっている品目があります。支所等のモニタリングセンターで検査した結果が基準値以下であっても、出荷・直売所等での販売及び譲渡はできませんのでご注意ください。また、ネット販売等の個人での売買もできませんのでご注意ください。

※本市産ユズは、令和4年3月30日付けで国の出荷制限が解除され、出荷・販売・譲渡が可能になりました。出荷等が可能なら

生産者は、緊急時モニタリング検査を実施したほ場で、県が管理するリストに掲載されている必要があります。詳細は、問合わせください。

あんぼ柿の加工に関する注意点

- ・あんぼ柿用の原料柿→協会が安全性を確認したほ場の原料柿のみ加工が可能。福島市・伊達市・桑折町・国見町以外の地域に原料柿を売買(移動)することはできません。
- ・あんぼ柿→協会の実施する製品検査にて安全性が確認され、検査済みシールの貼付されたトレーパックと個包装されたもののみ出荷・販売が可能です。

品目	内容	備考
生柿の乾燥加工…あんぼ柿、干し柿等	加工自粛	あんぼ柿・干し柿等→出荷・販売・譲渡(無償を含む)は原則できません。 ※ただし、あんぼ柿については福島県あんぼ柿産地振興協会が実施する検査を受けて安全性が確認されたものに限りに限り、出荷・販売・譲渡(無償を含む)ができます。詳細は左記をご覧ください。
山菜	出荷制限	出荷・販売・譲渡(無償を含む)は一切できません。
きのこ	出荷制限	※モニタリング検査を受けても、出荷・販売・譲渡(無償を含む)はできません。

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話(525)7720

あんぼ柿・ユズ…県北農林事務所農業振興普及部経営支援課 電話(521)2609

山菜・きのこ…県北農林事務所森林林業部林業課 電話(521)2632

農福連携！ 農作業の依頼を受けます

農福連携とは、農業者と社会福祉法人等の福祉事業者が連携し、障がいのある方の農業分野での就労を支援する取り組みです。枝集めや摘果作業など市内各地で取り組む農家さんが増えています。ぜひご利用ください。



【主な作業条件】

- 作業内容：枝集め、摘果、植付、除草、袋・箱詰め、箱折など（機械等を使う作業以外）
- 作業人員：障害福祉事業所職員1人と利用者3人の1チーム4人が基本。送迎は職員がします。
- 作業賃金：時給・請負・出来高制など、作業内容によりお受けいたします。
- 作業時間：1日4時間程度（概ね午前10時～正午と午後1時～3時）。作業2時間から依頼可能。事業所により異なります。

〈問合せ先〉 福島県授産事業振興会 電話(563)1228

有害鳥獣被害対策に関するお知らせ

○鳥獣の追い払い花火の使用等について

～集団で追い払いをしましょう～

ニホンザルの追い払いをする場合、発射後に距離を詰めて、集団で追い上げると効果的です

～ニホンザルがいない時に花火をあげるのは避けましょう～

動物は学習能力が高いです。常習的になってる音は、動物に「慣れ」を学習させます

※使用上の注意※

- ・火災に注意して強風時・乾燥しているときには使用を中止してください。
- ・手に持つ場合は、必ず専用のホルダーを使用してください。（保管、管理状況によっては、正常に発射されない場合がありますので使用方法を必ずご確認ください。）
- ・使用後は周囲に火がついていないか確認してください。
- ・周辺状況に注意して使用し、早朝・夜間・住宅地での使用を控えてください。



○実施隊の活動について

「福島市鳥獣被害対策実施隊」は市長から任命された猟友会員で組織され、営農活動・地域生活を守るために、イノシシ・ニホンザル・鳥類の捕獲や、ツキノワグマ出没に備えたパトロールを実施しています。

鳥獣被害にお困りの際は、ご相談ください。

【活動内容】

- ・イノシシ対策…令和3年度は市内で約700頭を捕獲しました。
- ・ニホンザル・ツキノワグマ対策…パトロール等を随時実施しています。ツキノワグマへの警戒活動も強化しています。
- ・助言、指導や啓発…野生鳥獣への専門的な知識、技能資格を持った隊員が、捕獲のほか、現地指導や被害防止のためにアドバイスしています。

○ニホンザル対策を強化しています

果樹の収穫時期は、サル専門員を中心に平日と休日の見回りを強化しています。自らの追い払いでは手が回らない、手が欲しい場合は専門員にご連絡ください。

【サル専門員業務携帯】

080-1650-6681、080-1650-6682

※ 追い払い中など電話に出られない場合があります

〈問合せ先〉 農業企画課 農業被害対策係 電話(525)3727



福島大学公式マスコット
キャラクター めばえちゃん

こんにちは、福島大学食農学類です 第10回『見えない物を見る』

福島大学食農学類・食品科学コースの平修です。「食品機能学Ⅱ」研究室を主宰しています。工学部出身なので、今、農学部に着任している事にはびっくりしています。福島大学が僕のような者を大抜擢で採用してくれたということです。そんな面白いことをする大学です。なんとか研究を通して福島に世界に貢献したいです。

私は、「見えない物を見る」が研究テーマです。百聞は一見に如かずといいますが、科学の世界でも難しいグラフや式だけではなく、「見て」分かるデータはパワフルです。これまで、福島の果樹、米穀、野菜などに含まれる機能性成分を見てきました。福島の農産物はとても機能性が高いことが分かりました。土地柄だけでなく各農家さんの努力（工夫）があることを農家さんとお話して知りました。そういった熱意を科学的に見える形で示せたことは科学者冥利につきます。まだまだ発展途上の食農学類ですが今後ともよろしく願いいたします。

◀図の説明

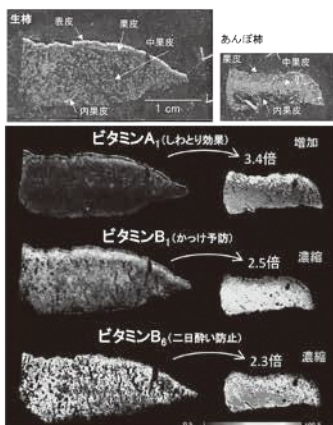
生柿とあんぽ柿をイメージング質量分析という技術で成分の見える化をしました。あんぽ柿に加工することでビタミンAが3.4倍に増えているのがみてわかるといいます。これからも「見る」科学を通して、新しい情報を発信していきたいと思っています。



福島のお米を見てみました。



食農学類 平修 教授



「地域計画(人・農地プラン)」の策定について

5年先、10年先の地域の農地を誰が、どのように守っていくことになるでしょうか。後継者がいない農地は耕作されず、荒れてしまうかもしれません。農業を地域として次の世代へ引き継ぐためには、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」、「誰に農地を集積・集約化していくのか」などを話し合い、今後の地域農業のあり方について、考えていく必要があります。これまでの「人・農地プラン」は「地域計画」として、令和6年度までに策定することになります。

集落等での話し合いには、市や県、JAなどの関係機関も参加いたします。すでに話し合いや定期的な集会などに取り組んでいる集落・組合等がございましたら、福島市農業企画課へご連絡ください。

「金谷川地区での取り組みをご紹介します」

水稲栽培が盛んな金谷川地区では、人・農地プランの取り組みとして、地域の将来の農業のあり方を話し合い、各戸へのアンケートを行いました。高齢化や担い手不足などにより耕作困難となった農家が急増していることが明らかになり、集落営農の組織として、「金谷川農作業受託組合」を設立しました。現在は、組合員が耕作困難農家に代わって刈取り作業や乾燥・調製作業を受託し、持続可能な農業を地域で実践しています。今後は、さらなる経営の安定化を図るため、組合の法人化を目指しています。

〈問合せ先〉 農業企画課 農業担い手係 電話(525)3740

農業施設の点検は安全第一で!!

台風や大雨が予報される場合の田んぼ、用水路、堰、水門の見回り点検は、雨が降る前、風が吹く前、暗くなる前に終わらせてください。天候が悪い中、暗い中の点検は非常に危険です!

〈問合せ先〉

農林整備課 管理係 電話(525)3728

福島市公式LINE

「お知らせ(農業関係者)」の登録を!

皆さまの営農に役立つ情報を発信しています。

〈登録方法〉

①LINEの「友だち追加」から右のQRコードを読み取るか、または②「検索」から「ID」で「@fukushimacity」を入力し、「福島市」を友だちに追加してください。

友だち追加後は受信設定から配信情報選択をお忘れなく!



〈問合せ先〉

農業企画課 農政企画係 電話(525)3726

出荷者の皆さんへ～公設地方卸売市場からのお知らせ～

福島市公設地方卸売市場の9月から12月までの休業日は次のとおりです。日曜日は3部とも休業日ですので、ご注意ください。

部類	休業日
青果部	毎週水曜日、9月19日(月)、10月10日(月)、11月3日(木)、12月30日(金) ※ただし10月12日(水)、11月2日(水)、12月28日(水)は開場日
水産物部	毎週水曜日、9月19日(月)、9月23日(金)、10月10日(月)、11月3日(木) ※ただし9月21日(水)、10月12日(水)、11月2日(水)、12月28日(水)は開場日
花き部	毎週木曜日、9月3日(土)、12月30日(金)

〈問合せ先〉 市場管理課 電話(553)1213

～農業委員会からのお知らせ～

農地利用意向調査にご協力をお願いします

農業委員会では、農地利用の最適化を推進するため、「農地利用状況調査」と「農地利用意向調査」を実施しています。

●「農地利用状況調査」について

農地法第30条に基づき、農地利用最適化推進委員が毎年、農地の利用状況を現地調査します。違反転用の早期発見や、遊休農地の実態、農地が適正に利用されているかなどを確認しています。

●「農地利用意向調査」について

農地法第32条に基づき、「農地利用状況調査」で「遊休農地」と判断した場合、その農地の所有者や借受人を対象に、今後の農地の利用意向を確認しています。該当する農地について、農地中間管理事業(福島県農地中間管理機構)などを活用した農地の貸し付けの意向、あるいは自身で耕作する意向があるかなどを調査し、今後の農地利用について検討していただくためのものです。

調査票が手元に届いた際は、調査に協力をお願いいたします。

〈問合せ先〉 農業委員会事務局 電話(525)3779

農業者年金に 加入しましょう!

60歳未満(国民年金第1号被保険者)で年間60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。

また、35歳未満で認定農業者に該当しないなど、一定の要件を満たす方は、月額1万円から通常加入できます。

詳細は、農業委員会事務局またはお近くのJAにお問い合わせください。